

第2次青森県再犯防止推進計画(案)

(計画期間：令和8年度（2026年度）～令和12年度（2030年度）)

令和8年〇月
青 森 県

目 次

第1 再犯防止推進計画策定の概要

1 計画策定の背景	1
2 計画策定の趣旨	3
3 青森県再犯防止推進計画の位置付け	4
4 基本方針	4
5 推進体制	6
6 計画期間	6

第2 再犯の防止等に関する目標

..... 7

第3 今後取り組んでいく施策

1 地域による包摂の推進に向けた国・市町村・民間団体等との連携による支援体制の整備	10
2 就労の確保	13
3 住居の確保	18
4 保健医療・福祉サービスの利用の促進	20
5 非行防止活動及び学校等との連携した修学支援	24
6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進	28

参考資料

再犯の防止等の推進に関する法律 3 6
用語説明 4 3
第二次再犯防止推進計画（概要） 5 4
刑事司法手続きの流れ（成人） 5 5
非行少年に関する手続きの流れ 5 6
矯正就労支援情報センター室（コレワーク東北）の就労支援 5 7
青森県再犯防止推進委員会設置要綱 5 8
青森県再犯防止推進委員会委員名簿 6 0

・本文中「※」の用語は、巻末に用語説明を付しています。

第1 再犯防止推進計画策定の概要

1 計画策定の背景

我が国の刑法犯※の認知件数は、政府が犯罪対策閣僚会議を設置した平成15年（2003年）から令和3年（2021年）までは減少していましたが、令和4年（2022年）から再び増加に転じ、3年連続で前年を上回っています。

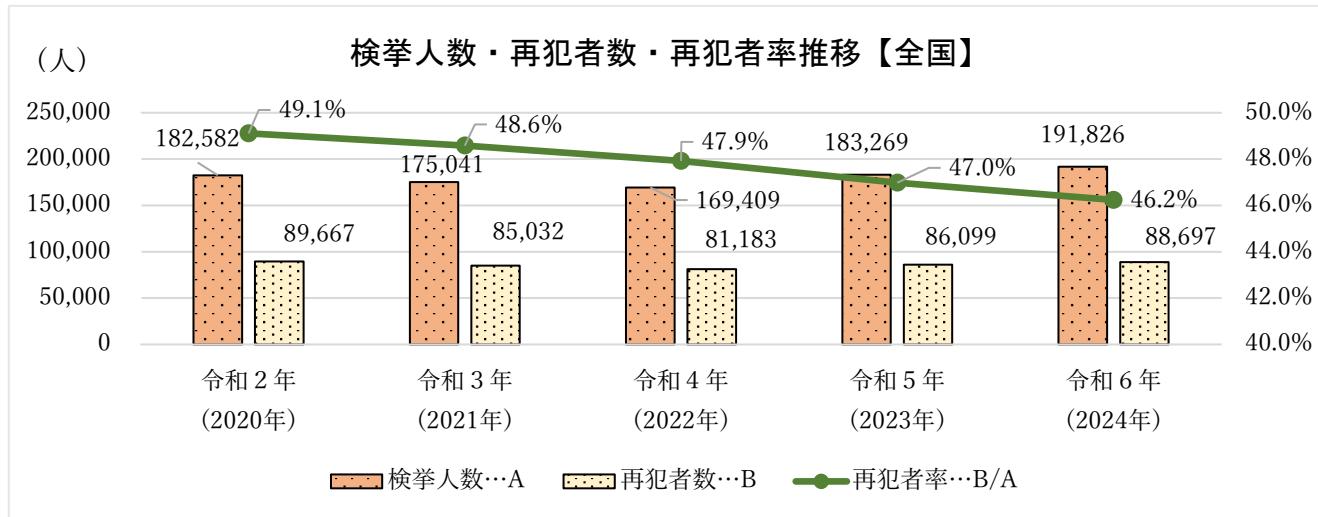
こうした中、県では起訴猶予※者、執行猶予※者、罰金・科料※を受けた者、矯正施設出所者、非行少年※若しくは非行少年であった者（以下、「犯罪をした者等」という。）等の立ち直りを支援するため、青森県地域生活定着支援センター※を設置・運営するとともに、“社会を明るくする運動”※などに参画しています。

民間団体やボランティアにおいても、地区保護司会※による更生保護サポートセンターの開設、青森県更生保護女性連盟及び地区更生保護女性会による施設訪問や食事づくりなどの地域密着型の活動が行政機関と連携して行なわれるなど、再犯防止の取組が進んでいます。

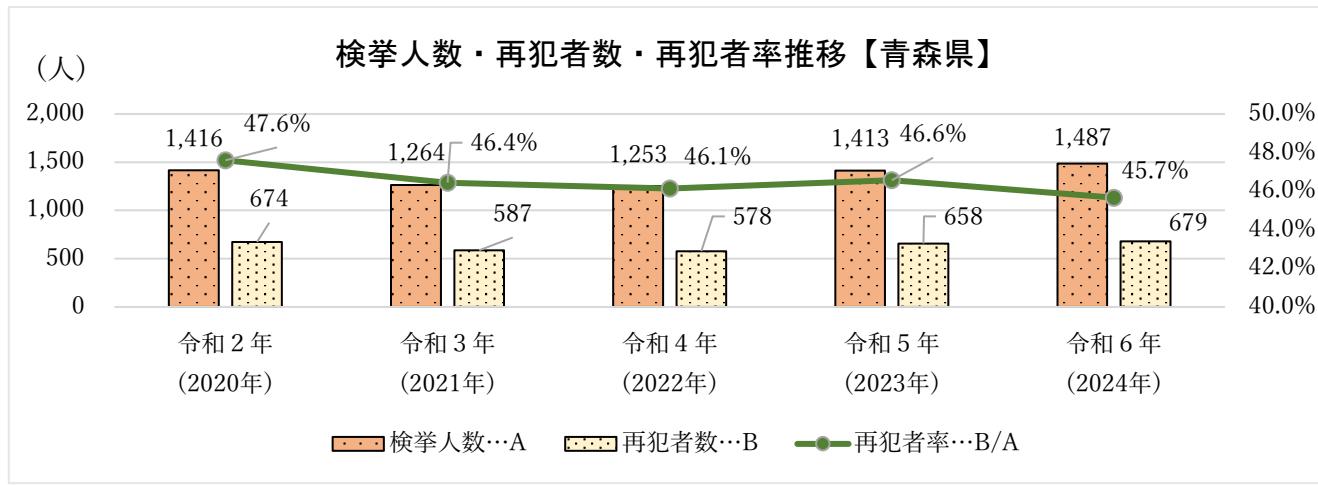
しかしながら、犯罪をした者等の中には、薬物事犯者※や高齢者・障がい者など福祉による支援が必要な者、住居や就労先を確保できないまま矯正施設を出所する者など、様々な生きづらさを抱えた結果、再び犯罪を行う者が存在しています。特に社会の少子高齢化に伴い、検挙人数に占める高齢者の割合は年々増加しています。

政府は令和5年（2023年）3月の犯罪対策閣僚会議で第二次再犯防止推進計画を決定し、その中で「出所受刑者の2年以内再入率及び3年以内再入率を更に低下させる」との目標を定めました。

本県の再犯者率は全国平均よりも低いものの、近年は40%半ばの状態が続いている、犯罪をした者等の地域生活への定着に向けた支援の必要性が増しています。



(法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室提供資料)



(法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室提供資料)

2 計画策定の趣旨

(1) 平成28年（2016年）12月に議員立法により、国と地方との適切な役割分担を踏まえて地域の事情に応じた再犯防止に関する施策を策定・実施する地方公共団体の責務を規定するとともに、地方公共団体に対して、国の計画を勘案した地方再犯防止推進計画を策定する努力義務を課した「再犯の防止等の推進に関する法律」（平成28年法律第104号。以下「再犯防止推進法」という。）が制定され、政府は、この法律に基づき平成29年（2017年）12月15日に国の再犯防止推進計画（以下「第一次計画」という。）を閣議決定しました。

これを受け、本県でも令和3年（2021年）から令和7年（2025年）を期間とする「青森県再犯防止推進計画（以下「第1次計画」という。）」を策定し、犯罪をした者等が円滑に社会の一員として復帰することができ、再び犯罪をすることなくすることで、県民が犯罪による被害にあうことを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指してきました。

しかし、第1次計画の目標値である本県における再犯者数は計画期間を通じてほぼ横ばいで推移しており、関係機関と連携した取組がより重要となっています。

(2) その後、令和5年（2023年）3月17日に閣議決定された国の第二次再犯防止推進計画では、基本方針・重点課題について概ね第一次計画を踏襲するなか、犯罪をした者等が地域社会で孤立することなく、自立した社会の構成員として安定した生活を送るために、地方公共団体、地域の関係機関、民間協力者がそれぞれの役割を果たしながら連携して支援することで、犯罪をした者等が地域のセーフティネットの中に包摂され、地域社会に立ち戻ることができる環境の整備が重要であるとし、地域による包摂を新たに重点課題に加えました。

そこで、県では国の第二次再犯防止推進計画を踏まえ、関係機関や民間協力者と協力しながら地域による包摂を進めため、第2次青森県再犯防止推進計画を策定しました。

3 青森県再犯防止推進計画の位置付け

この計画は、再犯防止推進法第8条に定める地方再犯防止推進計画として策定します。

計画の対象者は、犯罪をした者等のうち支援が必要な者とします。

再犯防止推進法(抜粋)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

4 基本方針

国の第二次再犯防止推進計画で示されている5つの基本方針、7つの重点課題（参考参照）を踏まえ、犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることにより、県民の犯罪被害を防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、次の重点課題に取り組むことを基本方針とします。

- ① 地域による包摂の促進に向けた国・市町村・民間団体等との連携による支援体制の整備
- ② 就労の確保
- ③ 住居の確保
- ④ 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ⑤ 非行防止活動及び学校等と連携した修学支援
- ⑥ 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

参考 国の第二次再犯防止推進計画における基本方針

- ① 犯罪をした者等が、多様化が進む社会において孤立することなく、再び社会を構成する一員となることができるよう、あらゆる者と共に歩む「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、関係行政機関が相互に緊密な連携をしつつ、地方公共団体・民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力をも確保し、再犯の防止等に関する施策を総合的に推進すること。
- ② 犯罪をした者等が、その特性に応じ、刑事司法手続きのあらゆる段階において、切れ目なく、再犯を防止するために必要な指導及び支援を受けられるようにすること。
- ③ 再犯の防止等に関する施策は、生命を奪われる、身体的・精神的苦痛を負わされる、あるいは財産的被害を負わされといった被害に加え、それらに劣らぬ事後的な精神的苦痛・不安にさいなまれる犯罪被害者等が存在することを十分に認識して行うとともに、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚し、犯罪被害者の心情等を理解し、自ら社会復帰のために努力することの重要性を踏まえて行うこと。
- ④ 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、効果検証及び調査研究の成果等を踏まえ、必要に応じて再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者から意見聴取するなどして見直しを行い、社会情勢等に応じた効果的なものとすること。
- ⑤ 国民にとって再犯の防止等に関する施策は身近なものでないという現状を十分に認識し、更生の意欲を有する犯罪をした者等が、責任ある社会の構成員として受け入れられるよう、再犯の防止等に関する取組を、分かりやすく効果的に広報するなどして、広く国民の関心と理解が得られるものとしていくこと。

国の第二次再犯防止推進計画における重点課題

- ① 就労・住宅の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等

- ⑥ 地域による包摶の促進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

5 推進体制

計画の推進に当たっては、青森県再犯防止推進委員会により各施策の進捗管理を行い、関係団体の意見等を踏まえながら、その後の施策の方向性を検討していきます。

6 計画期間

この計画の期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

第2 再犯の防止等に関する目標

青森県再犯防止推進計画を進める上での成果指標を以下のとおり設定し、その達成に向けて施策を実施します。

【政府目標】

- ・「第二次再犯防止推進計画」（令和5年（2023年）3月17日閣議決定）より

出所受刑者の2年以内再入率及び3年以内再入率を更に低下させる。

【本県の目標】

青森県再犯防止推進計画において設定した再犯者数の減少を引き続き目指すとともに、政府目標を踏まえ、再入者数の減少と再入者率の低下を目指すこととし、次のとおり目標を設定します。

令和11年（2029年）における、再犯者数、再犯者率、新受刑者（犯行時の居住地が青森県内の者）中の再入者数及び再入者率を、それぞれ次の基準値より減少・低下させる。

<基準値：令和2年（2020年）～6年（2024年）の平均値>

- ・再犯者数…計3,176人/5年=635.2人
- ・再犯者率…計3,176人/検挙人数計6,833人=46.5%
- ・再入者数…令和2年（2020年）～6年の再入者数計201人/5年=40.2人
- ・再入者率…令和2年（2020年）～6年の再入者数計201人/新受刑者数398人=50.5%

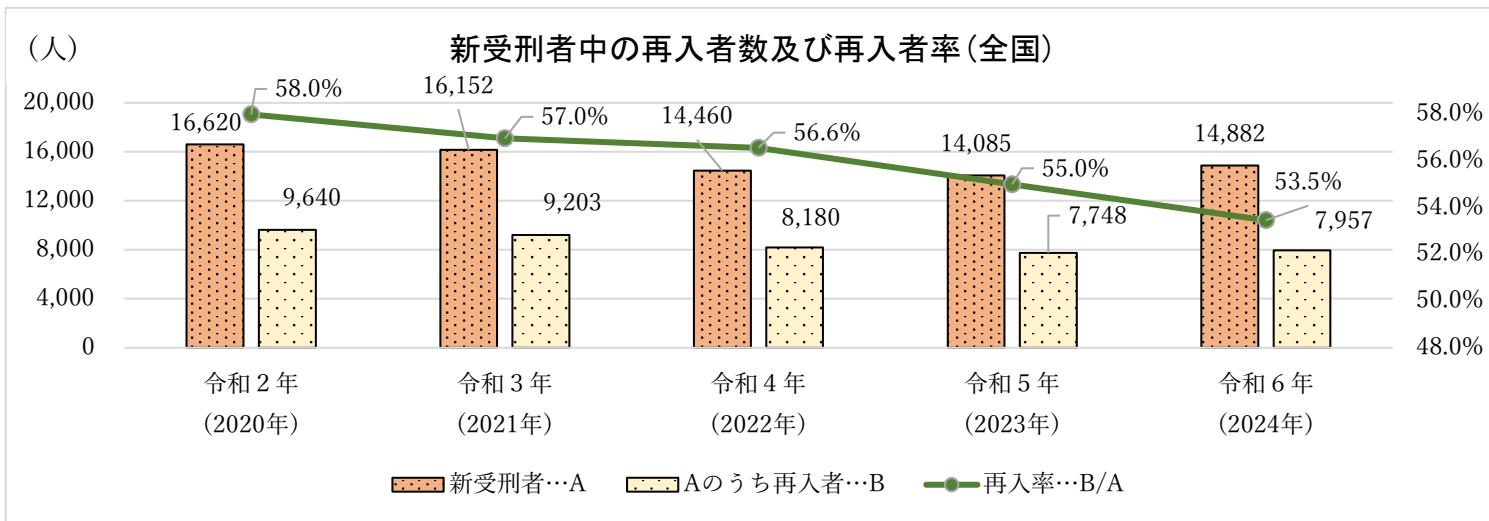
・再犯者数：刑法犯により検挙された者のうち、前に道路交通法違反等を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者。

・再犯者率：刑法犯検挙者数に占める再犯者数の割合。

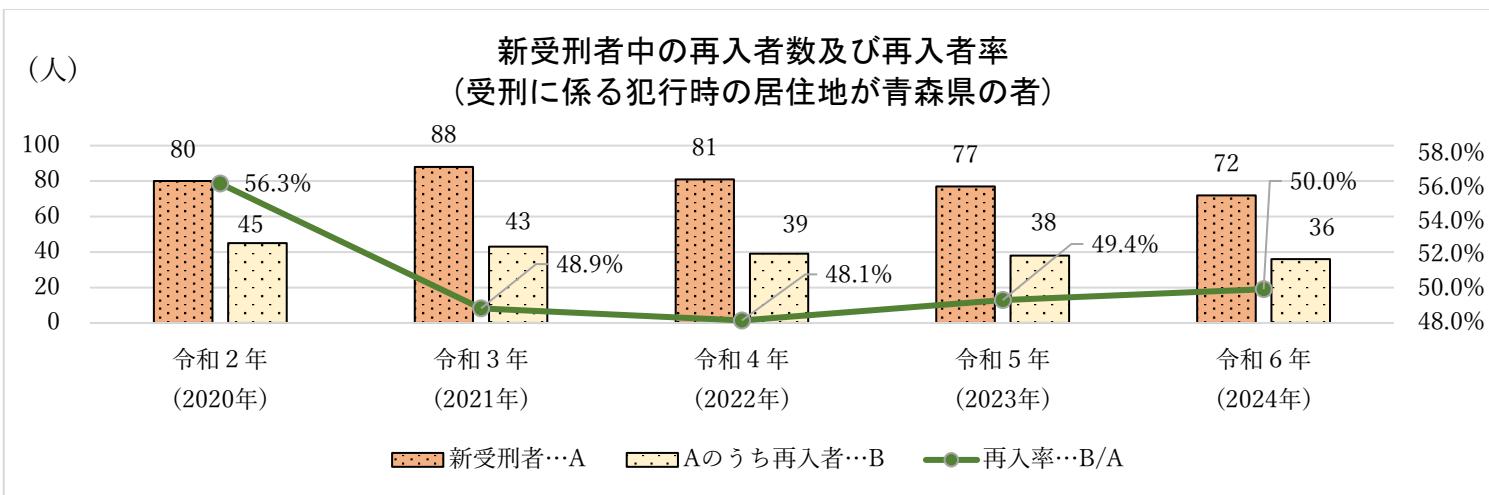
・再入者数：受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者の数。

・再入者率：新受刑者数に占める再入者数の割合。

- ・新受刑者：裁判が確定し、その執行を受けるため、各年中に新たに入所した受刑者。
- ・○年以内再入者数：各年の出所受刑者数のうち、出所年を1年目として、○年目の年末までに再入所した者の数。
- ・○年以内再入率：出所受刑者数における○年以内再入者数の割合。



(法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室提供資料)



(法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室提供資料)

第3 今後取り組んでいく施策

1 地域による包摂の促進に向けた国・市町村・民間団体等との連携による支援体制の整備

(1) 現状

令和6年（2024年）の青森刑務所出所者195人（うち満期釈放者101人、仮釈放者94人）のうち、更生保護施設※に入所した者は69人（青森県内に帰住：11人、県外に帰住：58人）、社会福祉施設等に入所した者は8人（青森県内に帰住：5人、県外に帰住：3人）で、全体の39.4%でした（青森刑務所調べ）。

また、「青森県地域生活定着支援センター」が令和6年度（2024年度）に高齢者や障がいを有する者に必要な支援を行う特別調整※を実施した者は、20人（県外への帰住者含む）でした。

○県の取組

青森県地域生活定着支援センターにおいて、高齢又は障がいのため自立が困難な受刑者や福祉的な支援を必要とする被疑者・被告人※等が、適切な福祉サービスを受けられるよう支援しています。具体的には、住居や福祉サービスへのつなぎ、刑務所※入所中の要介護認定や障害者手帳の取得に向けた支援等を行っています。

また、令和7年度から開始した「地域再犯防止推進事業」において

- ・県内市町村間での施策の調整や情報共有を行うための会議
 - ・県内市町村職員等の理解促進のための研修会
 - ・犯罪をした者等やその家族、支援者等からの相談の対応
- を行っています。

○国の取組

矯正施設、更生保護機関、職業安定機関、地域の経済団体等の職員を構成員として、関係機関の連携を図ることを目的として、

都道府県刑務所出所者等就労支援事業協議会を毎年開催しています。

令和7年4月に施行された「刑法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第67号)により、新たに拘禁刑が創設され、受刑者に対し、作業、改善指導及び教科指導を柔軟に組み合わせて実施することが可能となりました。また、24種類の矯正処遇課程を設定したことにより、高齢や障がいなどといった個々の受刑者の特性に応じた矯正処遇課程を指定の上、効果的かつ柔軟な処遇を実現することが可能となり、社会復帰後の再犯防止につなげる体制が構築されました。

○市町村の取組

各市町村において地域再犯防止推進計画の策定を進めているほか、関係機関との連携、市町村営住宅への受入れの検討などを行っています。

(令和4年4月1日現在：2市町→令和7年4月1日現在：24市町村)

○民間団体の取組

青森県内では、各団体がそれぞれの分野において再犯防止や更生保護※及びそれらに資する活動を行っているほか、令和7年4月には更生保護団体が連携して取組を進めるため、「あおもり更生保護ネットワーク」が発足しました。

(各団体の活動内容等についてはP24「第3 今後取り組んでいく施策 6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進」にて記載しています。)

(2) 課題

保護観察※に付されている者には保護観察所※による指導・援助があるものの、それ以外の者に対しては支援体制が十分とは言えません。

青森県地域生活定着支援センターの支援の対象は、高齢又は障がいのため、自立した生活を営むことが困難で福祉サービスの支援が必要な者であり、一般的な出所者等の相談先ではありません。既存の支援は様々な分野に跨っており、支援が限定的となっています。

また、地域による包摶を推進するため、国の第二次再犯防止推進計画に明記された都道府県・市区町村の役割を各自治体が認識したうえで取り組む必要があります。

（3）県の具体的施策

○青森県再犯防止推進委員会の開催（健康医療福祉政策課）

県と国の関係機関、民間関係団体等で情報の共有・理解を図るとともに、それぞれの役割分担の下、計画の趣旨・目標に向けて計画に盛り込んだ再犯防止に関する取組を推進し、より効果的な方策について検討していきます。

○市町村に対する支援やネットワーク構築（健康医療福祉政策課）

市町村に対して、国や他県の状況等の情報提供を行うとともに、市町村間での情報共有を行うための会議、県内市町村職員等の理解促進のための研修会などの開催を通じて引き続き再犯防止推進計画策定や再犯防止に関する取組の推進を求めていきます。

○犯罪をした者等やその家族、支援者等からの相談への対応（健康医療福祉政策課）

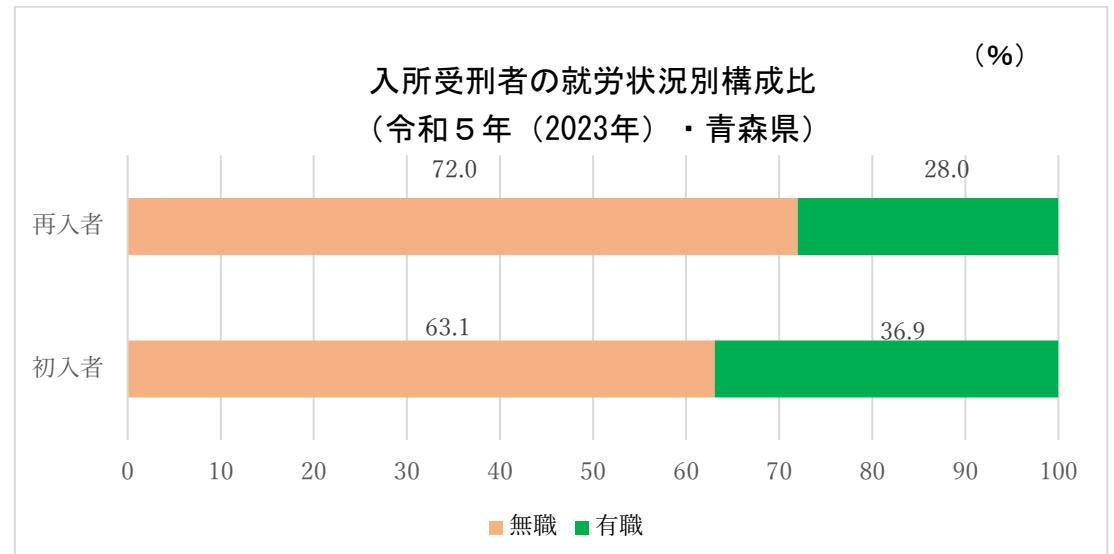
青森県再犯防止相談窓口を設置し、必要に応じて専門の支援機関や関係機関へつなぎます。

2 就労の確保

(1) 現状

○就労と再犯の関係

刑務所への再入者は、初入者に比べて無職であった者の占める割合が高く、再入者の7割超が無職です。



また、過去5年間の青森保護観察所における保護観察終了者に占める無職の割合は4割から5割で推移しました。

【保護観察終了時に無職である者の数及びその割合（仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者）】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
保護観察終了人員… A (職業不詳の者を除く)	87人	98人	80人	86人	79人
うち保護観察終了時に 無職である者の数… B	43人	34人	31人	35人	35人
保護観察終了時に 無職である者の割合… B/A	49.4%	34.7%	38.8%	40.7%	44.3%

(法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室提供資料)

○協力雇用主※の状況

刑務所からの出所者等をその事情を理解したうえで雇用し、改善更生に協力する民間の事業主である「協力雇用主」への登録数は年々増加しており、本県の令和6年（2024年）の登録企業数は207社でした。本県の人口10万人当たりの登録企業数は17.7社です。

【都道府県別協力雇用主数（令和6年（2024年）10月1日現在）】

(社)

順位	都道府県名	協力雇用主数	人口10万人当たりの協力雇用主数
1	山梨県	426	53.9
2	岩手県	578	50.3
3	長野県	894	44.9
4	秋田県	426	42.2
5	山形県	378	42.0
38	青森県	207	17.7

(法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室提供資料を基に青森県健康医療福祉政策課作成)

【協力雇用主への登録企業数(青森県) 各年10月1日現在】 (社)

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
登録企業数	186	186	192	196	207

(法務省大臣官房秘書課企画再犯防止推進室提供資料)

○県の取組

協力雇用主に対し、県が発注する建設工事競争入札参加資格審査において加点を行う優遇措置を導入しています。

暴力団員の場合、出所後に就労するためには暴力団からの離脱が必須であることから、収容中の暴力団員に対し離脱意志を喚起するため、矯正施設※からの依頼に応じ、警察職員を派遣して警察が行う援護の措置及び暴力団離脱者の成功事例について講演をする等、啓発活動を行っています。

○国の取組

刑務所出所者等の雇用支援のため、協力雇用主の募集、登録や支援、奨励金の支給などを行うほか、矯正就労支援情報センター（コレワーク）の運営、刑務所出所者等就労奨励金※の給付やハローワークによる刑務所出所者等総合的就労支援事業（専用の職業紹介や専門の支援職員による職業相談等）を行っています。

（2）課題

刑務所出所者等総合的就労支援事業の対象者のうち、県内においては56%が就職したものの、なお4割以上の者が就職に結びついていません（令和6年度）。協力雇用主への登録企業数の増加と更なる雇用のマッチング支援に向けた取組が引き続き必要です。

また、暴力団からの離脱は、あまり進んでいないのが現状です。

（3）県の具体的施策

○県の建設工事競争入札参加資格審査での加点措置（監理課）

引き続き、県の建設工事競争入札参加資格審査において、協力雇用主へ登録している企業への加点を行います。

○暴力団離脱に向けた支援と暴力団離脱出所者の就労に向けた支援の実施（警察本部）

暴力団離脱希望者に対する相談体制の充実に努めるとともに、「青森県暴力団社会復帰対策協議会」により、同協議会に参加している刑務所、保護観察所、保護司会、職業安定機関等との連携を強化して、暴力団離脱出所者の就労の実現に向けた支援を

実施します。

○就労支援の充実（産業イノベーション推進課、若者定着還流促進課）

就労意欲がある刑務所出所者等に対し、県内5つの職業能力開発校において就労に必要な職業訓練を行い資格取得等の支援をするほか、「ヤングジョブプラザあおもり＊」や「ネクストキャリアセンターあおもり＊」において早期の就労に向けた相談や支援を行います。

3 住居の確保

(1) 現状

犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、安定した生活を送るために、住まいの確保が重要です。令和6年(2024年)の青森刑務所の出所者195人のうち、帰住先がない者は18人(9.2%)、更生保護施設及び社会福祉施設等へ入所した者は77人(39.5%)でした。

○県の取組

青森県地域生活定着支援センターにおいて、高齢又は障がいがあるため自立した生活を営むことが困難で福祉的な支援を必要とする出所者や被疑者・被告人等に対して、適切な福祉施設をあっせんするほか、生活保護制度や生活困窮者自立支援制度※の周知及び窓口の紹介等を実施しています。

○国の取組

特別調整による居場所の確保に取り組んでいるほか、「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」(平成19年法律第112号)に基づき、犯罪をした者等のうち、住宅確保要配慮者に該当する者に対して、賃貸住宅に関する情報提供及び相談を実施しています(国土交通省)。

(2) 課題

身元保証のない者の住居の確保や、犯罪をした者等が安定した住居を確保できるよう支援をより強化する必要があります。

(3) 県の具体的施策

○公営住宅への受け入れ（建築住宅課）

住居に困窮している犯罪をした者等が県営住宅への入居を希望する場合、その入居に向けて配慮することについて検討を行いま

す。

また、再犯防止推進法に基づく犯罪をした者等の公営住宅への入居について、国（国土交通省）から通知される情報を県内市町村へ周知します。

○住宅確保要配慮者居住支援法人との連携による住居の確保（健康医療福祉政策課）

住宅確保要配慮者居住支援法人※と連携し、犯罪をした者等の住居の確保が円滑に行われるよう支援します。

4 保健医療・福祉サービスの利用の促進

(1) 高齢者又は障がい者等への支援

ア 現状

令和6年(2024年)の青森県内の刑法犯検挙者数1,392人(少年を除く)のうち、65歳以上の高齢者数は441人となっています。検挙人数に対する高齢者の割合は、過去5年間3割以上で推移しています。

【検挙人数に対する高齢者の割合】

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
刑法犯数…ア	1,336人	1,210人	1,177人	1,322人	1,392人
上記のうち高齢者数…イ	465人	414人	408人	444人	441人
刑法犯総数に対する高齢者割合 …ウ (イ/ア)	34.8%	34.2%	34.7%	33.6%	31.7%

刑法犯総数は少年を除いた数である。

(法務省矯正局データを基に青森県健康医療福祉政策課作成)

○県の取組

青森県地域生活定着支援センターにおいて、刑務所入所者への介護保険制度や障害福祉制度の周知、介護保険サービスや障害福祉サービスを利用するための出所前の調整等の支援を行っています。

【青森県地域生活定着支援センター事業内容と取扱実績】(業務内容はP41参照) (件)

	令和2年度 (2020年度)	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
コーディネート業務 (特別調整・一般調整の合計)	26	11	12	1	19
フォローアップ業務	7	13	2	12	9
被疑者等支援業務		3	2	5	4
相談支援業務	20	18	45	67	47
合 計	53	45	61	85	79

件数は開始件数

(青森県健康医療福祉政策課調べ)

○国の取組

更生保護施設に福祉職員を配置し、福祉関係機関等の協力を得ながら、入所者の処遇を実施しています。

イ 課題

刑事司法手続において、高齢者や障がい者の情報把握や支援体制が不十分であることが課題となっています。

ウ 県の具体的施策

○地域生活定着支援センターの運営（健康医療福祉政策課）

高齢又は障がいのため自立した生活を営むことが困難な受刑者や高齢又は障がいにより福祉的な支援を必要とする被疑者・被告人等必要な福祉サービスを受けることができるよう支援等を行っています。

（2）薬物等依存症者への支援

ア 現状

青森県内における覚醒剤取締法違反の検挙人数は、令和4年(2022年)から減少傾向にあります。

覚醒剤取締法違反者の令和4年（2024年）出所後2年以内の再入率（全国）は10.6%であり、引き続き薬物等依存症者への支援が必要となっています。

【覚醒剤取締法違反による検挙人数（青森県）】 (人)

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
検挙人数	40	46	29	17	17

少年を除く。

(法務省矯正局データを基に青森県健康医療福祉政策課作成)

○県の取組

薬物に関する身近な相談窓口を保健所に、精神障がい等を含む専門的な相談窓口を県立精神保健福祉センターに設置し、薬物関連問題の発生予防と薬物等依存症者の社会復帰の促進等を行っています。また、薬物に手を染めさせないための普及啓発活動も行っています。

○国の取組

矯正施設と保護観察所が連携し、薬物事犯者について専門的指導プログラムを実施しているほか、薬物等依存症に関する課題を共有し、協働してその課題に対応する方法を検討するため、医療機関を中心とした協議会を毎年開催しています。

イ 課題

薬物事犯者には、更生保護関係機関のほかに医療関係機関や自助グループ※など、多くの機関が連携した支援が必要です。

ウ 県の具体的施策

○関係機関や青森県薬物乱用防止指導員との連携強化（医療薬務課）

青森県薬物乱用対策推進本部を引き続き設置し、参画する関係機関との連携強化を図ります。また、青森県薬物乱用防止指導員や関係機関と協力し、地域住民（学校や町内会等）に対する出前講座や啓発資材（ポスター等）の配布等の普及啓発活動を実施します。

○薬物等依存症者と家族に対する支援（障がい福祉課・県立精神保健福祉センター）

薬物等依存症者と家族が同じ悩みや苦しみを支え合い、理解し合える仲間と出会いやつながりを持つことができるよう、県立精神保健福祉センターにおいて、依存症グループ支援（本人の会、家族の会）を引き続き開催します。また、薬物等依存に関する相談窓口について、県民への周知を図ります。

5 非行防止活動及び学校等と連携した修学支援

(1) 現状

少子化を反映して、刑法犯検挙人数に対する少年の割合は減少傾向にありました。令和4年（2022年）に増加し以降は横ばいとなっています。

【検挙人数と検挙人数に対する少年の割合】

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
刑法犯検挙人数…A	1,416人	1,264人	1,253人	1,413人	1,487人
上記のうち少年人数…B	77人	110人	144人	158人	169人
検挙人数に対する少年割合…B/A	5.4%	4.0%	11.5%	11.2%	11.4%

（青森県警察統計を基に健康医療福祉政策課作成）

また、犯罪少年※、触法少年※、ぐ犯少年※を合わせた非行少年※の総数も令和4年以降増加しています。

【非行少年数の推移】 (人)

	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
非行少年人数	153	119	144	195	198

（青森県警察統計を基に健康医療福祉政策課作成）

○県の取組

非行少年を生まない社会づくり活動の一環として、少年警察ボランティア※や大学生による少年警察学生ボランティア※と連携し、修学に問題を抱えた少年に対する学習支援を実施するとともに、関係機関が連携・協力し、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者を支援するため、「青森県子ども・若者支援地域協議会※」を開催しています。

また、学費の負担の軽減策として、高等学校等に通う一定の要件を満たす世帯の生徒の授業料に充てるための「高等学校等就学支援金制度※」や、高等学校等を退学した者が、再び高等学校等に入学し学び直す場合に、高等学校等修学支援金制度における支給期間経過後も、一定期間継続して就学支援金相当額を支給する「学び直し支援金制度※」等を実施しています。

○国の取組

保護観察所では、保護司による非行防止教室の実施等、保護司と学校等が連携して行う犯罪予防活動を促進し、保護司と学校等との日常的な連携や協力体制を構築に取り組んでいます。

少年鑑別所※では、少年非行等に関する専門的知識を活用し、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助（地域援助）として、当事者からの相談のほか、学校等の関係機関からの依頼に応じて、非行防止教室・講演等の活動を行っています。

少年院※では、在院者に対する教科指導等を実施するとともに、特に出院後の復学・進学を希望する者等には重点的に修学に向けた支援を行っています。

○民間団体の取組

県内の各地区保護司会では、学校単位に担当保護司を配置するほか、毎年“社会を明るくする運動”的一環として保護観察所と連携し、学校に出向いて児童生徒、保護者等に対し非行防止や薬物乱用防止について講義を行うなど、非行防止等の広報活動を実施しています。

各地区更生保護女性会では、非行の未然防止や子育て支援のため、あいさつ運動や保護者等へのミニ集会開催等の活動を行っています。

県BBS連盟所属の大学BBS会では、青森県立子ども自立センターみらいを訪問し、学習指導やスポーツなど入所児童との交

流を通じて自立を支援しています。

(2) 課題

学びなおしを望む出所者等に対する適切な支援が必要であるとともに、関係機関が連携し、非行防止活動や啓発活動に引き続き取り組む必要があります。

(3) 県の具体的施策

○修学に問題を抱えた少年に対する学習支援（警察本部）

少年警察ボランティア、少年警察学生ボランティアと連携し、修学に問題を抱えた少年に対する学習支援を継続します。

○刑務所等を出所した者に対する学習支援（県民活躍推進課、学校施設課、教職員課）

引き続き、「高等学校等就学支援金制度」や「学び直し支援金制度」等により、学費の負担を軽減します。

なお、国では、十分な教育を受けられなかった者を対象とした夜間中学※を、全ての都道府県と政令指定都市に、少なくとも1か所ずつ設置することを目指す考えを示しており、県内では、青森市が青森市立古川小学校内に令和9年4月の開校することを目指して取り組んでいます。

県では、市町村教育委員会や関係機関と連携・協議しながら今後の取組を進めています。

○スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる連携体制の一層の充実（学校教育課）

スクールカウンセラー※を各小・中学校及び義務教育学校に配置し、県立学校については、定期的に派遣するとともに、要請派遣があれば都度対応しています。

また、スクールソーシャルワーカー※を各教育事務所及び県立高等学校6校に配置し、管内の学校からの要請に応じて派遣・対応しています。

問題を抱える児童生徒や家庭に対応するため、教育と福祉の両面に関する専門的な知識・技術を用いて関係機関との連携を促進

し、児童生徒やその保護者等の置かれた様々な環境の改善を図ります。

○非行防止活動の実施等（警察本部、県民活躍推進課）

高校生、中学生、小学生が主体となって活動している少年非行防止 J U M P チーム、リトル J U M P チーム※による非行防止の呼びかけを積極的に展開していくほか、「青森県子ども・若者支援地域協議会」を引き続き開催し、社会生活を営む上で困難を有する子ども・若者を支援します。

6 民間協力者の活動の促進、広報・啓発活動の推進

(1) 民間協力者の活動の促進

ア 現状

犯罪をした者等が円滑に社会の一員として復帰するためには、本人の努力だけではなく、行政や地域住民の理解や協力が必要です。しかし、再犯防止に関する施策は、必ずしも行政職員や地域住民にとって身近なものではなく、関心や理解を得ることが容易ではありません。

また、県内における再犯の防止等に関する取組は、犯罪をした者等の指導・支援にあたる保護司、社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会員、様々な問題や課題を抱える少年に対して、身近な存在として接しながら、健全な成長を支援するBBS会員などの多くの民間ボランティアによって支えられています。

このような中、地域住民の地域とのかかわりや地域の支え合いが薄れしており、保護司のほか、更生保護※や再犯防止に関わるボランティアのなり手の確保が困難になっています。

○県の取組

犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、国が進める社会を明るくする運動”の青森県推進委員会委員長である知事が、この運動を様々な関係団体とともに盛り上げています。

また、更生保護法人※あすなろの理事及び評議員や、青森県更生保護会館施設運営協議会委員に県職員が就任し、運営に参画しています。

○国の取組

法務省が中心となり、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動である“社会を明るくする運動”を展開するとともに、保護司会、BBS会、更生保護女性連盟及び協力雇用主等の民間協力者団体の活動を支援しています。

また、地方公共団体等に対し、保護司の適任者確保について理解と協力を求めるとともに、現役世代の保護司の活動環境の整備のため、保護司活動について、民間企業等に対してはボランティア休暇の対象となるよう検討すること、公務員の場合は職務専念義務の免除について配慮することについて、理解と協力を求め働きかけを行っています。

○民間団体の取組

【更生保護関係団体と活動内容】

青森県保護司会連合会

青森県保護司会連合会は、県内11地区の地区保護司会で構成されており、青森県保護司会連合会、地区保護司会はそれぞれが保護司法に基づき組織されています。

保護司は、犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、その主な職務には、保護観察を受けているとの面接を行い指導・助言すること、刑務所や少年院に入っている人の帰住先の生活環境を調整すること、犯罪を予防するため啓発活動を行うことがあります。令和7年8月現在、県内で約570人が活動しています。

更生保護法人青森県更生保護協会

更生保護法人青森県更生保護協会は、保護司会、更生保護女性会、BBS会、協力雇用主、更生保護施設など更生保護に係る関係団体の連携促進と円滑な活動を推進するために必要な支援・助成・広報等を行う団体です。また、刑務所出所者等に対し、更生のために必要な一時的な保護も行っています。

人が人を支える地域のネットワークをさらに広げ、安心安全な地域社会、誰一人取り残さない共生社会の実現を目指し、幅広い活動を展開しています。

更生保護施設プラザあすなろ

更生保護施設プラザあすなろは、刑務所出所者等のうち頼るべき人がいないなどの理由で、帰るべき場所がない人たちに対し

て、一定期間、宿泊場所や食事を提供する民間の施設で、法務大臣の認可を受けた更生保護法人あすなろによって運営されています。

更生保護施設は、宿泊場所や食事の提供とともに、就職指導や社会適応のため必要な生活指導を行うなどして、被保護者の円滑な社会復帰を手助けします。

青森県更生保護女性連盟

青森県更生保護女性連盟は、犯罪や非行のない明るい地域社会の実現に寄与することを目的として、地域の犯罪予防活動と犯罪をした人や非行のある少年の更生支援活動を行う女性ボランティア団体です。家庭や非行問題を地域住民と考えるミニ集会の実施、子育て支援地域活動、保護観察対象者の社会貢献活動への協力、更生保護施設・矯正施設の訪問など多様な活動を展開しています。令和7年4月現在、県内で19地区更生保護女性会があり、約730人の会員が活動しています。

青森県BBS連盟 (BBS:Big Brothers and Sisters)

青森県BBS連盟は、「兄」や「姉」のような身近な存在として、少年たちと一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむ青年ボランティア団体で、日本BBS連盟に所属しています。

非行少年など生きづらさを抱える子ども・若者の「ともだち」となってその成長や自立を支援する「ともだち活動」のほか、地域に根ざした非行防止活動、子ども・若者を対象とする健全育成活動やグループワーク、学習支援等を行っており、令和7年6月現在、県内2つの地区BBS会と4つの大学（学域）BBS会で約140人の会員が活動しています。

青森県協力雇用主会連盟

協力雇用主は、犯罪・非行の前歴のため定職に就くことが容易でない保護観察対象者や更生緊急保護※対象者を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業者であり、更生保護の分野における就職援助活動上、極めて重要な役割を果たしています。令和6年(2024年)10月時点では、県内で207社の事業者が登録されています。

特定非営利活動法人青森県就労支援事業者機構

特定非営利活動法人青森県就労支援事業者機構は、県内の経済団体や事業者の協力を得て、犯罪や非行をした人たちの就労支援などを行い、再犯のない安全な社会づくりに協力する組織です。

主な事業としては、犯罪者等の雇用に協力する意思を有する事業者の増加を図るため、協力雇用主が犯罪者等を雇用した場合におけるその給与支払いの助成事業や、犯罪者等の就労支援活動に従事する者に対する研修・指導及び顕彰等を行っています。

あおもり更生保護ネットワーク

あおもり更生保護ネットワークは、地域において継続的な支援を必要とする刑務所出所者等を対象に、「息の長い支援」を確保するため更生保護関係団体が連携して地域資源の輪を広げる取組です。

主に、支援対象者・支援団体からの相談対応、支援団体の活動支援、地方公共団体の取組と連動した地域支援ネットワーク構築・活性化などを行っています。

また、上記以外の団体として、青森家庭少年問題研究会があります。同会はこれまで少年非行の現状や背景、対応策について、多角的立場から分析するとともに、学生会員が家庭裁判所の試験観察とされた少年や保護観察中の少年の学習支援などを担い、再犯・再非行の抑止に努めてきました。近年は、対象少年等の減少に伴い、各大学BBS会と連携協力して児童自立支援施設入所児童や不登校傾向のある児童生徒、ひとり親家庭の子どもなど広い意味で生きづらさや困難を抱える子ども・若者に寄り添い、支援することに重点を置いて活動しています。

イ 課題

保護司のなり手や、更生保護女性連盟の新規会員の確保が難しくなっているなど、民間協力者の確保が課題となっています。

ウ 県の具体的施策

○民間協力者団体が実施する啓発活動への支援（健康医療福祉政策課）

“社会を明るくする運動”に引き続き参画するとともに、民間協力者団体が実施する啓発活動についての広報を実施し、犯罪をした者等の立ち直り支援活動に関する普及啓発を行います。

○保護司等のなり手確保のための支援（健康医療福祉政策課）

県の退職者説明会等において保護司や更生保護女性連盟の活動を紹介するチラシを配布する等、なり手を確保するための支援を行います。

○民間協力者への情報提供（健康医療福祉政策課）

県が実施する各種の支援制度等について周知するため、保護司会等の民間協力団体が主催する研修会に職員を派遣するなどの協力をしています。

○民間協力者に対する表彰（健康医療福祉政策課）

令和4年度から、再犯防止の推進を率先して行っている保護司や民間団体等においてその功績が顕著であると認められる者及び団体の労苦に報い、地域住民に対してその功績を広く周知するため、知事が感謝状の贈呈を行っています。

（2）広報・啓発活動の推進

ア 現状

犯罪をした者等の社会復帰のためには、自らの努力を促すだけでなく、社会において孤立することのないよう、県民の理解と協力を得て、犯罪をした者等が立ち直り、再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。

本県においても、“社会を明るくする運動”を展開しており、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に参加者が大幅に減少したものの、令和6年(2024年)には令和元年(2019年)（27,471人）を上回る28,645人が参加して広報・啓発活動を行いました。

	【“社会を明るくする運動”参加者数（青森県）】						(人)
	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	
参加者数	27,471	5,930	4,321	4,251	19,597	28,645	

(青森保護観察所提供)

○県の取組

犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、国が進める“社会を明るくする運動”的青森県推進委員会委員長である知事が、この運動を様々な関係団体とともに盛り上げています。

○国の取組

市町村を中心に、更生保護ボランティアの活動に関する広報を依頼し、更生保護活動の普及啓発を行っています。

7月を「再犯防止啓発月間」、“社会を明るくする運動”的強調月間として、再犯防止や更生保護等について啓発活動を行っています。

イ 課題

犯罪や非行防止、罪を犯した人たちの更生について、県民の関心が低く、また、犯罪をした者等に対する県民の不安が見られます。

ウ 県の具体的施策

○犯罪をした者等の人権啓発の強化（健康医療福祉政策課）

“社会を明るくする運動”や市町村の広報媒体等を活用し、更生保護活動の紹介、犯罪をした者等の人権についての啓発に努めます。

○広報の実施（健康医療福祉政策課）

国の関係機関、市町村及び民間団体と連携しながら、県の広報媒体（ホームページ、SNS、新聞、ラジオ等）を活用した広報に取り組みます。また、“社会を明るくする運動”的強調月間及び再発防止啓発月間である7月に合わせ、県の再犯防止施策や本計画における目標、更生保護等について県民の理解を深めるための広報を実施します。

參 考 資 料

再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年12月14日法律第104号）

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第三条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施

策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

- 3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。
- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第五条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第六条 国民の間に広く再犯の防止等についての关心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、七月とする。

3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第七条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
- 二 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項
- 三 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
- 四 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
- 五 その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項

3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 法務大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。

6 政府は、少なくとも五年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

7 第三項から第五項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

第八条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上、財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた再犯の防止等に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

第一節 国の施策

(特性に応じた指導及び支援等)

第十一條 国は、犯罪をした者等に対する指導及び支援については、矯正施設内及び社会内を通じ、指導及び支援の内容に応じ、犯罪をした者等の犯罪又は非行の内容、犯罪及び非行の経歴その他の経歴、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況その他の特性を踏まえて行うものとする。

2 国は、犯罪をした者等に対する指導については、犯罪の責任等の自覚及び被害者等の心情の理解を促すとともに、円滑な社会復帰に資するものとなるように留意しなければならない。

(就労の支援)

第十二條 国は、犯罪をした者等が自立した生活を営むことができるよう、その就労を支援するため、犯罪をした者等に対し、その勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させる作業の矯正施設における実施、矯正施設内及び社会内を通じた職業に関する免許又は資格の取得を目的とする訓練その他の効果的な職業訓練等の実施、就職のあっせん並びに就労及びその継続に関する相談及び助言等必要な施策を講ずるものとする。

(非行少年等に対する支援)

第十三條 国は、少年が可塑性に富む等の特性を有することに鑑み、非行少年及び非行少年であった者が、早期に立ち直り、善良な社会の一

員として自立し、改善更生することを助けるため、少年院、少年鑑別所、保護観察所等の関係機関と学校、家庭、地域社会及び民間の団体等が連携した指導及び支援、それらの者の能力に応じた教育を受けられるようにするための教育上必要な支援等必要な施策を講ずるものとする。

(就業の機会の確保等)

第十四条 国は、国を当事者的一方とする契約で国以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物品の納入に対し国が対価の支払をすべきものを締結するに当たって予算の適正な使用に留意しつつ協力雇用主（犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする事業主をいう。第二十三条において同じ。）の受注の機会の増大を図るよう配慮すること、犯罪をした者等の国による雇用の推進その他犯罪をした者等の就業の機会の確保及び就業の継続を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(住居の確保等)

第十五条 国は、犯罪をした者等のうち適切な住居、食事その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を確保することができないことによりその改善更生が妨げられるおそれのある者の自立を支援するため、その自助の責任を踏まえつつ、宿泊場所の供与、食事の提供等必要な施策を講ずるとともに、犯罪をした者等が地域において生活を営むための住居を確保することを支援するため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における犯罪をした者等への特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(更生保護施設に対する援助)

第十六条 国は、犯罪をした者等の宿泊場所の確保及びその改善更生に資するよう、更生保護施設の整備及び運営に関し、財政上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 国は、犯罪をした者等のうち高齢者、障害者等であって自立した生活を営むまでの困難を有するもの及び薬物等に対する依存がある者等について、その心身の状況に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう、医療、保健、福祉等に関する業務を行う関係機関における体制の整備及び充実を図るために必要な施策を講ずるとともに、当該関係機関と矯正施設、保護観察所及び民間の団体との連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

(関係機関における体制の整備等)

第十八条 国は、犯罪をした者等に対し充実した指導及び支援を行うため、関係機関における体制を整備するとともに、再犯の防止等に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(再犯防止関係施設の整備)

第十九条 国は、再犯防止関係施設（矯正施設その他再犯の防止等に関する施策を実施する施設をいう。以下この条において同じ。）が再犯の防止等に関する施策の推進のための重要な基盤であることに鑑み、再犯防止関係施設の整備を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(情報の共有、検証、調査研究の推進等)

第二十条 国は、再犯の防止等に関する施策の効果的な実施に資するよう、関係機関が保有する再犯の防止等に資する情報を共有し、再犯の防止等に関する施策の実施状況及びその効果を検証し、並びに犯罪をした者等の再犯の防止等を図る上で効果的な処遇の在り方等に関する調査及び研究を推進するとともに、それらの結果等を踏まえて再犯の防止等に関する施策の在り方について検討する等必要な施策を講ずるものとする。

(社会内における適切な指導及び支援)

第二十一条 国は、犯罪をした者等のうち社会内において適切な指導及び支援を受けることが再犯の防止等に有効であると認められる者に

ついて、矯正施設における処遇を経ないで、又は一定期間の矯正施設における処遇に引き続き、社会内において指導及び支援を早期かつ効果的に受けることができるよう、必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進及び表彰)

第二十二条 国は、再犯の防止等に関する施策の重要性について、国民の理解を深め、その協力を得られるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、再犯の防止等の推進に寄与した民間の団体及び個人の表彰に努めるものとする。

(民間の団体等に対する援助)

第二十三条 国は、保護司会及び協力雇用主その他民間の団体又は個人の再犯の防止等に関する活動の促進を図るため、財政上又は税制上の措置等必要な施策を講ずるものとする。

第二節 地方公共団体の施策

第二十四条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

2 国は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

用語説明

【あ行】

青森県子ども・若者支援地域協議会

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号）第19条第1項の規定に基づく子ども・若者支援地域協議会として、県・県民活躍推進課が設置する協議会。

国及び地方公共団体の機関、特定非営利活動法人その他の団体、学識経験者その他の者
によって構成される。

【か行】

起訴猶予

犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の輕重及び情状並びに犯罪後の情況により訴追を必要としないことを理由とした不起訴処分。

協力雇用主

犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主であり、保護観察所への登録が必要。

矯正管区

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の適切な運営の管理を図ることを目的とした法務省矯正局の地方支分部局。東北には東北矯正管区がある。

矯正施設

犯罪をした人や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設。法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。県内には青森刑務所及び青森少年鑑別所がある。

ぐ犯少年

罪は犯していないものの、将来的に罪を犯す恐れがある少年。

刑法犯

刑法、暴力行為等処罰法、組織犯罪処罰法等に規定される犯罪をした者。

刑務所

受刑者を収容し、処遇を行う施設。県内には青森刑務所がある。

刑務所出所者等就労奨励金

保護観察の対象となった人などを雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う事業主に対して奨励金を支払う国の制度。

拘禁刑

懲役刑・禁固刑を廃止し、令和7年6月1日から新たに創設された自由刑。受刑者の改善更生・再犯防止を図るため、必要な作業や指導を行うことができる。

更生緊急保護

刑事上の手続等による身体の拘束を解かれた人で、親族の援助や公共の衛生福祉に関する期間等からの保護を受けることができない場合などに、本人からの申し出に基づき、保護観察所において、緊急的に必要な援助や保護の措置を実施することにより、速やかな改善更生を図るもの。

更生保護

犯罪や非行をした人たちに対し、社会の中で立ち直りに向けた指導や支援を行うことにより、その再犯を防ぎ、社会復帰と自立を助ける活動。

更生保護施設

仮釈放などにより保護観察となった人や満期釈放、刑の執行猶予、起訴猶予などにより刑事施設から釈放された人が、住居がない、頼れる

人がいない等の理由で直ちに自立することが難しい場合に、宿泊場所や食事の供与、就職援助、生活指導等を行いその更生を支援する施設。法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等が設置し、県内には更生保護法人あすなろが運営する施設（プラザあすなろ）がある。

更生保護法人

更生保護事業を営むことを目的として、更生保護事業法の定めるところにより、法務大臣の認可を受け設立された法人。県内には「青森県更生保護協会」及び「あすなろ」がある。

高等学校等就学支援金制度

高等学校に通う一定の要件（保護者等の年収）を満たす世帯の生徒に対して、授業料に充てるため、国が高等学校等就学支援金を支給する制度。支援金は、学校が受け取り授業料と相殺する。

【さ行】

自助グループ

ある障がいを持つ者同士が互いに励ましあいながら、その障がいを様々な形で克服していくための集団。

執行猶予

判決で刑を言い渡すにあたり、犯人の犯情を考慮して、刑の執行を定期間猶予し、その期間内に刑事事件を起こさず経過したときは刑の

言い渡しの効力を消滅させる制度。

社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための全国的な運動。

住宅確保要配慮者居住支援法人

住宅確保要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子どもを養育する者、その他住宅の確保に特に配慮を要する者）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るために、住宅確保要配慮者に対し家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に係る住宅情報の提供・相談、見守りなどの生活支援等を実施する法人として都道府県が指定するもの。

少年院

家庭裁判所から保護処分として送致された少年に対し、その健全な育成を図ることを目的として矯正教育、社会復帰支援等を行う施設。東北には、盛岡少年院及び東北少年院（分院の青葉女子学園を含む）がある。

少年鑑別所

(1)家庭裁判所の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、(2)観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者等に対し、健全な育成のための支援を含む観護処遇を行うこと、(3)地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする施設。

少年警察学生ボランティア

大学生を中心として少年の居場所づくり活動や学習支援活動に取り組んでおり、少年により近い目線での立ち直り支援や居場所づくり活動を推進している。青森県では。「青森県少年サポートボランティア『p i c - o t (ピコット)』」として非行防止教室での啓発活動や継続的支援を必要とする少年の学習支援活動などに取り組んでいる。

少年警察ボランティア(少年補導協力員・少年指導委員)

少年の非行を防止し、健全な育成を目指して、地域を拠点とする街頭補導、少年の社会参加や立ち直り支援、広報啓発などを推進する少年補導協力員と風俗環境がもたらす影響から少年を守るため、風俗営業所等への立ち入りの実施、有害環境浄化活動や広報啓発活動等を推進する少年指導委員がある。

少年非行防止 J U M P チーム、少年非行防止リトル J U M P チーム

「少年非行防止 J U M P チーム」は、少年たち自身が、学校の仲間や地域の方々と一緒にお互いに非行防止についての呼びかけを行うなどして、県内全体に「非行防止の輪」を広げることを目的に、平成 11 年から中学生・高校生を対象に結成されている。

平成 23 年度からは、小学生が「少年非行防止リトル J U M P チーム」員として委嘱されている。

触法少年

14歳未満で法律に触れる行為をした少年。刑事责任を問われず、原則として児童相談所に通告され、事案によっては家庭裁判所に送致される。

スクールカウンセラー

児童生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有し、学校において、児童生徒や保護者へのカウンセリングなどを行う専門家。

スクールソーシャルワーカー

社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの活用により、問題を抱える児童生徒への支援を行う専門家。

生活困窮者自立支援制度

生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、生活保護に至る前の段階での自立に向けた包括的な支援を行う制度。

セーフティネット住宅（住宅セーフティネット制度）

住宅確保要配慮者に対する支援制度である住宅セーフティネット制度により、住宅確保要配慮者の入居を拒まないものとして登録した住宅。

【た行】

地域生活定着支援センター

高齢又は障がいにより福祉的な支援を必要とする矯正施設出所者、高齢又は障がいにより支援を必要とする被疑者・被告人等に対し、出所

後直ちに福祉サービス等につなげる準備を、保護観察所等と協働して実施する機関。以下の4つの業務を行う。県内では県からの委託を受けた社会福祉法人青森県社会福祉協議会が運営。

- ・**コーディネート業務**：保護観察所からの依頼に基づき、矯正施設入所者等を対象として、福祉サービス等に係るニーズの内容の確認等を行い、受入先施設等のあっせん又は福祉サービス等に係る申請支援等を行う。
- ・**フォローアップ業務**：コーディネート業務のあっせんにより、矯正施設から退所した後、社会福祉施設等を利用している者に関して、本人を受入れた施設等に対して必要な助言を行う。
- ・**被疑者等支援業務**：保護観察所からの依頼により、被疑者・被告人等と面接し、釈放後の受入施設や福祉サービス等の利用調整、手続きの援助等を行う。
- ・**相談支援業務**：刑の執行、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した者の福祉サービス等の利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じて、助言その他必要な支援を行う。

特別調整

高齢又は障がいを有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者や少年院在院者が、釈放後速やかに、適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるよう矯正施設や保護観察所、地域生活定着支援センターが行う出所後の生活環境の調整。

【な行】

ネクストキャリアセンターあおもり

45歳以上の方を対象に、個々の職業適性や能力、経験、価値観などを踏まえて、職業選択や就職活動に関するアドバイスなどを行うキャリアカウンセリングを実施するとともに、各種就職情報の提供や再就職支援セミナーの開催などを通じて、個々の特性に応じたきめ細かい就業支援を行う。県内では青森市の観光物産館アスピーム内に設置されている。(委託先：株式会社I・M・S)

【は行】

犯罪少年

14歳以上で罪を犯した少年のこと。

罰金・科料

1万円以上（罰金）又は千円以上1万円未満（科料）の納付を科される刑罰。「科料」は行政罰の「過料」と異なる。

被疑者・被告人

被疑者は、警察や検察などの捜査機関から犯罪の疑いをかけられ捜査の対象となっているが、まだ起訴されていない者。被告人は、捜査機関によって犯罪の疑いをかけられ、検察官から起訴された者。

非行少年

犯罪少年（罪を犯した少年（犯行時に14歳以上であった少年）をいう。）、触法少年（14歳に満たないで刑罰法令に触れる行為をした少年をいう。）、ぐ犯少年（保護者の正当な監督に服しない性癖等の事由があり、少年の性格又は環境に照らして、将来、罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。）の総称。

保護観察

犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で更生するよう、法律や裁判等で定められた期間、保護観察官及び保護司による指導・支援を行うもの。

保護観察所

犯罪をした人または非行のある少年が、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援を行う機関で、保護観察のほか、生活環境の更生、更生緊急保護、恩赦の上申、犯罪予防活動等を行う。

保護司（会）

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアで、法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員。保護観察の実施、犯罪予防活動等の更生保護に関する活動を行う。

【ま行】

学び直し支援金制度

高等学校等を退学した者が、再び高等学校等に入学し学び直す場合に、高等学校等就学支援金制度における支給期間経過後も、1年間（定時制・通信制は2年間）を限度として、継続して就学支援金相当額を支給する制度。

【や行】

夜間中学

夜に授業が行われる中学校。様々な理由により義務教育を修了できなかった人や、不登校などのためにほとんど学校に通えなかった人などが学ぶことができる。青森県では令和7年2月、民間団体が設置する自主夜間中学が青森市内に設置された。

薬物事犯者

違法薬物の所持や使用など、法律で規制されている薬物に関連する犯罪をした者。

ヤングジョブプラザあおもり

若年者就職支援施設である「ジョブカフェあおもり」、「ハローワークヤングプラザ」及び「あおもり若者サポートステーション」の3施設が一体的運営を行う際の総称。若年者就職支援施設を一体的に運営することにより就職支援を充実させ、若年者の就職の促進と定着率の向上を目指すもの。

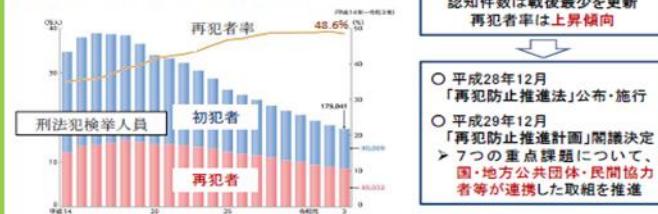
第二次再犯防止推進計画（概要）

計画期間：令和5年度から令和9年度

I 第二次再犯防止推進計画策定の目的

第二次再犯防止推進計画策定の経緯

再犯の現状と再犯防止対策の重要性



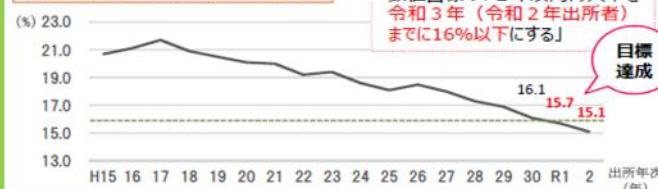
認知件数は戦後最少を更新
再犯者率は上昇傾向

- 平成28年12月
「再犯防止推進法」公布・施行
- 平成29年12月
「再犯防止推進計画」閣議決定
➢ 7つの重点課題について、
国・地方公共団体・民間協力者等が連携した取組を推進

第一次再犯防止推進計画に基づく取組

- 満期釈放者対策の充実強化
 - 矯正施設在所中の生活環境の調整の強化
 - 更生保護施設による訪問支援事業の開始(R3.10～)
- 地方公共団体との連携強化
 - 「地域再犯防止推進モデル事業」の実施(H30～R2)
 - 地方再犯防止推進計画の策定支援(402団体で策定済み(R4.10.1))
- 民間協力者の活動の促進
 - 民間資金の活用などによる草の根の支援活動の広がり

出所受刑者の2年内再入率の推移



数値目標：「2年内再入率を
令和3年（令和2年出所者）
までに16%以下にする」

目標達成

第二次再犯防止推進計画の基本的な方向性

- ① 犯罪をした者等が地域社会の中で孤立することなく、生活の安定が図られるよう、個々の対象者の主体性を尊重し、それぞれが抱える課題に応じた“息の長い”支援を実現すること。
- ② 就労や住居の確保のための支援をより一層強化することに加え、犯罪をした者等への支援の実効性を高めるための相談拠点及び民間協力者を含めた地域の支援連携（ネットワーク）拠点を構築すること。
- ③ 国と地方公共団体との役割分担を踏まえ、地方公共団体の主体的かつ積極的な取組を促進するとともに、国・地方公共団体・民間協力者等の連携を更に強固にすること。

II 今後取り組んでいく施策

7つの重点課題とその具体的施策

① 就労・住居の確保

- 拘禁刑創設や社会復帰後の自立・就労を見据えた受刑者の特性に応じた刑務作業の実施
- 雇用ニーズに応じた職業訓練種目の整理
- 寄り添い型の支援による職場定着支援及び離職後の再就職支援、多様な協力雇用主の開拓及びその支援の充実
- ② 住居の確保
 - 更生保護施設等が地域社会での自立生活を見据えた待遇（福祉へのつなぎ、薬物依存回復支援、通所・訪問支援等）を行うための体制整備
 - 地域社会における定住先の確保に向けた居住支援法人との連携強化、満期釈放者等への支援情報の提供



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ① 高齢者又は障害のある者等への支援
 - 福祉的支援のニーズの適切な把握と動機付けの強化
 - 刑事司法関係機関、更生保護施設、地域生活定着支援センター、地方公共団体等の多機関連携の強化
 - 被疑者等段階からの生活環境の調整等の効果的な入口支援の実施
- ② 薬物依存の問題を抱える者への支援
 - 矯正施設及び保護観察所における専門的プログラムの実施
 - 更生保護施設等の受け入れ・処遇機能の充実、自助グループ等の民間団体との連携強化
 - 増加する大麻事犯に対応した処遇の充実



③ 学校等と連携した修学支援

- 矯正施設と学校との連携による円滑な学びの継続に向けた取組の充実
 - 民間の学力試験の活用や高校認定試験指導におけるICTの活用の推進、在院中の通信制高校への入学
- 学校や地域社会における修学支援の充実、地域における非行の未然防止

④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導

- 拘禁刑創設の趣旨を踏まえた改善指導プログラムの充実、犯罪被害者等の心情を考慮した待遇の充実
- 若年受刑者に対する少年院のノウハウや設備等を活用した指導、特定少年に成年としての自覚・責任を喚起する指導
- 性犯罪やストーカー・DV加害者、女性等の特性に応じた指導等の充実

⑤ 民間協力者の活動の促進

- 持続可能な保護司制度の確立とそのための保護司に対する支援
 - 保護司の活動環境等についての検討・試行、保護司活動のデジタル化の推進
- 地域の民間協力者（NPO法人、自助グループ、弁護士等）の積極的な開拓及び一層の連携
- 民間事業者のノウハウ等を活用した再犯防止活動の促進



⑥ 地域による包摵の推進

- 国・都道府県・市区町村の役割の明確化
- 地方公共団体の取組への支援
 - 地方公共団体による再犯防止の推進に向けた取組の促進、地方公共団体への情報・知見の提供
- 地域における支援の連携強化
 - 保護観察所、法務少年支援センター（少年鑑別所）における地域援助の推進、更生保護地域連携拠点事業の充実
 - 相談できる場所の充実
 - 保護観察所による刑執行終了者等に対する援助の充実、更生保護施設による訪問支援事業の拡充

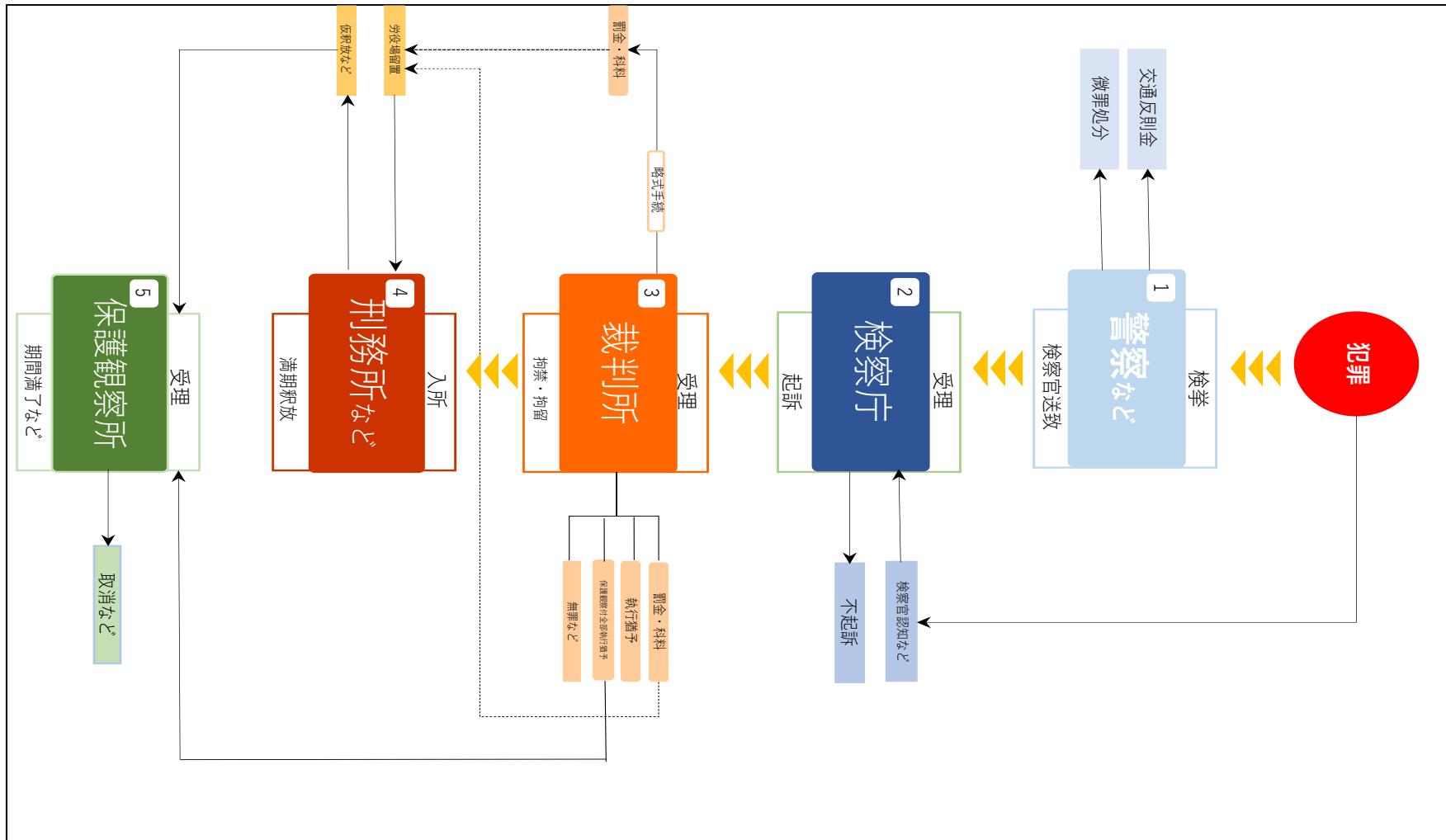
⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備

- 矯正行政・更生保護行政のデジタル化とデータ活用による待遇等の充実、情報連携と再犯防止施策の効果検証の充実、人的・物的体制の整備

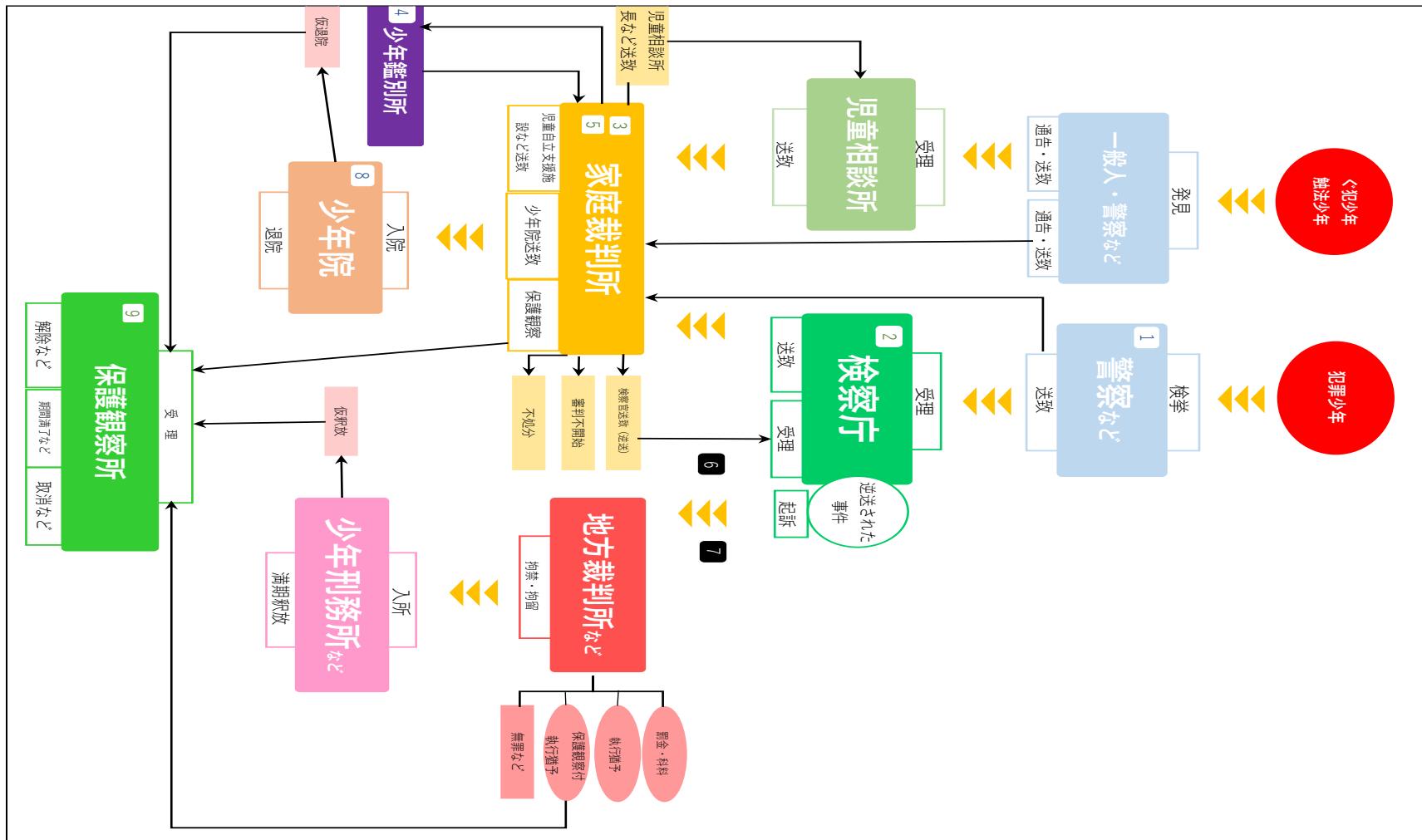
7つの成果指標を設定し、本計画に基づく具体的施策の実施状況・効果について適切にフォローアップ

- | | | |
|---------------------------------------|-------------------------------|---------------------|
| ①検査者中の再犯者数及び再犯率 | ②新受刑者中の再入者又は刑の執行猶予歴のある者の数及び割合 | ③出所受刑者の2年内再入者数及び再入率 |
| ④主な罪名・特性別2年内再入率 | ⑤出所受刑者の3年内再入者数及び再入率 | ⑥主な罪名・特性別3年内再入率 |
| ⑦保護観察付（全部）執行猶予者及び保護観察処分少年の再処分者数及び再処分率 | | |

【刑事司法手続きの流れ（成人）】



【非行少年に関する手続きの流れ】



【国の取組紹介】 東北矯正管区
矯正就労支援情報センター室（コレワーク東北）の就労支援

刑務所入所受刑者のうち、無職者の再入者は、有職者に比べて約3倍高くなっているなど、仕事の有無が再犯・再非行の防止に大きく影響しています。コレワークでは、刑務所や少年院を出て地域社会に戻る人たちの就労の確保に向け、彼らを受け入れていただく事業主と受刑者等をつないでいけるよう次のような取組を行っています。



コレワークの主なサービス

雇用情報提供サービス

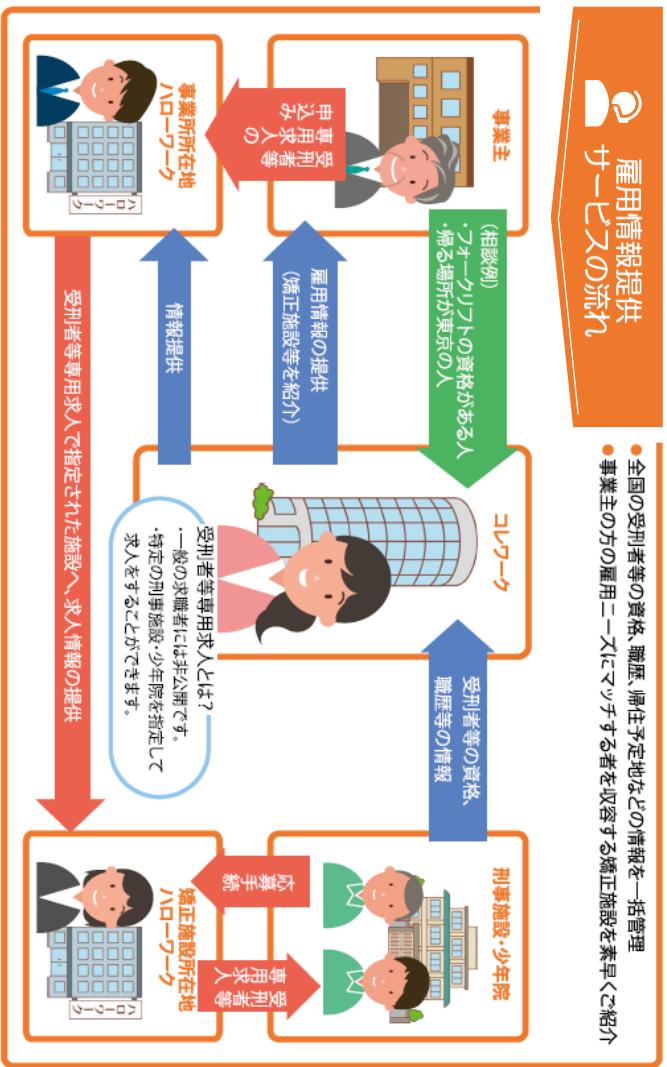
- 全国の受刑者・少年院在院者の資格、職歴、帰住予定地などの情報の一括管理
- 事業主の方の雇用ニーズにマッチする者を収容する矯正施設を紹介

採用手続支援サービス

- 求人に応募した者に係る採用手続きに必要な情報を提供
- 採用面接の日程調整等に係る矯正施設との連絡調整

就労支援相談窓口サービス

- 事業主の方に対する各種支援制度をご案内
- 事業主の方に対する矯正施設見学会、矯正展、職業訓練見学会をご案内



【お問い合わせ先】
東北矯正管区 矯正就労支援情報センター室（コレワーク東北）
電話 0120-29-5089
メール corrework-tohoku@imojigo.jp



青森県再犯防止推進委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 県は、再犯防止に関する施策を推進するため、青森県再犯防止推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 青森県再犯防止推進計画の策定及び推進等に関すること。
- (2) その他、本県における再犯防止の推進に関すること。

(構成等)

第3条 委員会は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の推薦する者
- (3) 国関係機関の推薦する者
- (4) その他知事が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

3 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1名を置く。

- 2 委員長は委員の互選により定め、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長が不在のときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議の招集)

第5条 委員会は、青森県健康医療福祉部健康医療福祉政策課長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、青森県健康医療福祉部健康医療福祉政策課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営その他必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月28日から施行する。

青森県再犯防止推進委員会委員名簿

(任期：令和8年6月30日まで)

区分	推薦機関・団体名	団体の役職	氏名	区分	推薦機関・団体名	団体の役職	氏名
学識経験者	青森大学社会学部	教授	船木 昭夫	関係団体	青森県地域生活定着支援センター (兼 社会福祉法人青森県社会福祉協議会)	所長	高杉 金之助
	青森県弁護士会	弁護士	竹中 孝		公益社団法人 あおもり被害者支援センター	専務理事	齊藤 重光
関係団体	青森県保護司会連合会	会長	天内 修	国関係機関	公益財団法人 青森県暴力追放県民センター	事業課長	工藤 英人
	更生保護法人 青森県更生保護協会	理事	菊地 公英		青森地方検察庁	検察官副検事	若木 竜彦
	更生保護法人 あすなろ	施設長	笹森 康之		青森刑務所	矯正処遇調整官	青柳 直樹
	青森県更生保護女性連盟	会長	塩原 誓子		青森少年鑑別所	統括専門官	水谷 進悟
	特定非営利活動法人青森県就労支援事業者機構	事務局長	酢谷 奈保子		青森保護観察所	統括保護観察官	葛西 史子
	青森県BBS連盟	会長	宮崎 秀一		青森労働局	職業対策課長	三浦 政光
	青森県協力雇用主会連盟	会長	佐藤 武治				



第2次青森県再犯防止推進計画

発行 青森県健康医療福祉部健康医療福祉政策課
〒030-8570 青森市長島一丁目1-1
TEL 017-734-9281 FAX 017-734-8085